

## 大和都市計画生産緑地地区の変更（橿原市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 59.37 ha	地区数 353

### 理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を行ったところであるが、生産緑地法上、生産緑地地区内において行為制限が解除に至っているものについて、所定の変更を行うものである。